

天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会（第1回）議事概要

1 日 時：平成30年10月12日（金）10：15～10：33

2 場 所：総理大臣官邸大会議室

3 出席者：

・ 委員長

安倍 晋三 内閣総理大臣

・ 副委員長

菅 義偉 内閣官房長官

・ 委員

西村 康稔 内閣官房副長官（衆）

野上 浩太郎 内閣官房副長官（参）

杉田 和博 内閣官房副長官（事務）

横畠 裕介 内閣法制局長官

山本 信一郎 宮内庁長官

河内 隆 内閣府事務次官

・ 事務局

山崎 重孝 皇位継承式典事務局長

4 議事概要

（1）安倍内閣総理大臣挨拶

- 本委員会は、天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等を円滑に実施するために設置したものであり、今後、各式典の次第や参列者の範囲など式典の挙行に必要な事項を順次着実に決定していきたいと考えている。

- 各式典が、国民こぞって寿ぐ中でつつがなく挙行できるよう、委員各位の御協力をお願いしたい。

(2) 議事公開の取扱い

- 杉田内閣官房副長官から、委員会の議事の取扱いについて、本委員会の議事の公開については、毎回の委員会終了後、事務局において議事概要を作成し、委員の確認を経た上で、1週間後を目途に公表すること、先般閣議決定した基本方針に基づいた式典の実施段階であるので、発言者名も記載した議事概要とすること、外部の関心の高さに鑑みて、配布資料は、毎回の委員会終了後、速やかにホームページで公表することの提案があった。
- 議事公開の取扱いについて、杉田内閣官房副長官の提案のとおりとすることが了承された。

(3) これまでの決定事項及び今後の検討事項について

- 資料1「これまでの決定事項及び今後の検討事項」を山崎皇位継承式典事務局長から説明。
- 杉田内閣官房副長官から、先般閣議決定された基本方針においては、「平成の御代替わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであることから、今回の各式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべき」との考え方が示されていることから、今後の検討に当たっては、この考え方を踏まえることが適当である、また、平成の御即位に際してと同様、今回の皇太子殿下の御即位に際しても、各府省が慶祝行事等を行うことが適当である、さらに、前回は、即位礼正殿の儀で用いられる高御座等の一般参観が、京都において行われたことから、今回も、多くの国民が儀式の一端に触れられるよう、一般参観を行うことが適当であるとい

う趣旨の発言があった。

○ 山本宮内庁長官から、即位礼正殿の儀の参列者については、平成度は、宮殿の中庭に吹き抜けの仮設ステージを設置して、約2,500名の参列を予定したが、今回は、荒天にも対応できるよう、既存の宮殿施設を利用することを基本としつつ、即位礼にふさわしい適正な参列者の範囲及び参列者数を検討することが必要ではないか、また、饗宴の儀の挙行日や回数については、先般開催された式典準備委員会においても議論があったとおり、儀式の本質は失わないようにしつつ、現在の時代情勢を踏まえ、検討していくことがよいのではないかと、平成度は、全て着席形式で、4日間・計7回にわたって行われたが、今回は、全て着席形式とするのではなく、立席形式も含め、柔軟な考え方で、日程や回数を検討することがよいのではないかと趣旨の発言があった。

○ 河内内閣府事務次官から、平成の御即位に際しては、平成2年11月12日の即位礼正殿の儀当日に、祝意奉表として、国旗を掲揚するとともに、儀じょう、と列、礼砲、祝典行進曲の奏楽が行われたことを踏まえると、来年10月22日に行われる即位礼正殿の儀の日にも、同様の対応を行うことにより、御慶事への祝意を表していくことが適当であるという趣旨の発言があった。

(4) 天皇陛下御在位三十年記念式典の次第概要等について

○ 資料2「天皇陛下御在位三十年記念式典の次第概要等について(案)」を山崎皇位継承式典事務局長から説明。

○ 野上内閣官房副長官から、天皇陛下御在位三十年記念式典については、心のこもったお祝いの気持ちを表す観点から、祝意奉表として、式典当日に国旗を掲揚するという案は妥当であり、今後、必要な手続を経て、関係各所に協力をお願いすることが適当である、また、天皇

皇后両陛下がお心をお寄せの事柄も踏まえつつ、ふさわしい式典の内容とすることが望ましく、今回、御製及び御歌の朗読が行われることは、良い企画であるという趣旨の発言があった。

- 天皇陛下御在位三十年記念式典の次第概要等について、案のとおりとすることが了承された。
- 菅内閣官房長官から、決定された次第概要等に関して、天皇陛下御在位三十年慶祝行事等については、事務局において各府省の実施予定を調査し、委員会に報告すること、また、式典当日における祝意奉表については、従前の例に従い、式典の1か月前を目途に、閣議決定を行いたいという趣旨の発言があった。

(5) 立皇嗣の礼の挙行日について

- 資料3「立皇嗣の礼の挙行日について（案）」を事務局から説明。
- 杉田内閣官房副長官から、立皇嗣の礼の挙行日については、基本方針で定められた「皇太子殿下が御即位された年の翌年」に行うことを前提としつつ、皇太子殿下の御即位から1年以内に、主要な宮中行事等の日程を避け、関係の方々がつつがなく参列できる日程とする必要があり、年度が改まり、かつ皇太子殿下の御即位から1年以内である4月19日に、立皇嗣宣明の儀及び朝見の儀を執り行ってはどうかという趣旨の発言があった。
- 西村内閣官房副長官から、御即位に伴う一連の諸儀式をお済ませになった上で、気候が穏やかさを増す良い季節に執り行われることがふさわしく、杉田副長官から提案のあった日程は、適切なものであるという趣旨の発言があった。
- 横畠内閣法制局長官から、立皇嗣の礼は、先般閣議決定された基本

方針において定めているとおり、日本国憲法第7条に基づく天皇の国事行為たる儀式として行われるものであることから、今後の詳細の検討に当たっては、同様の実績のある立太子の礼の前例も踏まえながら、皇室の伝統を尊重しつつ、憲法の趣旨に沿ったものとなるよう留意すべきであるという趣旨の発言があった。

- 山本宮内庁長官から、立皇嗣の礼の挙行日の案については、宮内庁としても異存はなく、今後式典委員会の議論を踏まえ、宮内庁としても遺漏のないよう万全の準備を進めていくという趣旨の発言があった。
- 文仁親王殿下の立皇嗣宣明の儀及び朝見の儀の挙行日について、皇太子殿下が御即位された年の翌年の4月19日とすることが了承された。

(6) 次回日程等

- 菅内閣官房長官から、第2回委員会では、本日委員から出された意見を踏まえ、来年度予算に係る即位礼正殿の儀を始めとする式典の参列者数等について、具体的な案を事務局に整理させ、それについて議論を行いたいこと、また、先般閣議決定した基本方針に基づき、式典の実施に関し各府省の連絡を円滑に行うため、本日付で、内閣府に、内閣官房長官を本部長とする「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典実施連絡本部」を設置しており、10月12日11時30分から開催予定の第1回会合には総理出席の下、委員会の議論も踏まえ、各府省に情報伝達、協力依頼を行う予定であるという趣旨の発言があった。

(7) 安倍内閣総理大臣発言

- 天皇陛下の御退位と皇太子殿下の御即位が同時に行われるのは、光格天皇から仁孝天皇への皇位の継承以来約200年ぶり、憲政史上初

めてのことであり、我が国の歴史にとって、極めて重要な節目となる。

- 関連する式典の準備に当たっては、このことに思いを致しながら、天皇陛下の御退位と皇太子殿下の御即位を国民こぞって寿ぐことができるよう、政府として万全の準備を進めていかなければならない。
- 本日は、天皇陛下御在位三十年記念式典の次第概要を決定した。心のこもった、お祝いの式典とするため、今後さらに詳細を検討してまいりたい。
- 立皇嗣の礼については、立皇嗣宣明の儀と朝見の儀の挙行日を、皇太子殿下が御即位された年の翌年、すなわち再来年の4月19日に決定した。文仁親王殿下が皇嗣となられたことを国民こぞってお祝いするにふさわしい時期を選ぶことができたと考えている。
- 本日は、今後検討を進める上で大変参考となる意見が出された。これらも踏まえ、次回以降引き続き、各式典について、精力的に検討を進めていくので、よろしく願いしたい。
- なお、本委員会の付議事項ではないが、この機会に一点申し述べる。皇太子殿下の御即位に際し、国民の祝意を表するため、御即位の日である5月1日と即位礼正殿の儀が行われる10月22日について、来年限りの祝日とし、祝日に挟まれる4月30日と5月2日も休日の扱いとするよう、政府において所要の検討を進めることとする。
- 天皇陛下の御退位と皇太子殿下の御即位が、国民の皆様の祝福の中でつつがなく行われるよう、引き続き、政府を挙げて取り組んでまいりたい。

(8) 閉会